

高等学校教育課程編成の手引

令和元年 7 月

島根県教育委員会

はじめに

前回の学習指導要領改訂から早 10 年の歳月が経ちました。平成 18 年の教育基本法改正、平成 19 年の学校教育法改正に伴う一連の教育改革により、平成 20 年に幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領等が、平成 21 年に高等学校の学習指導要領が公示されての 10 年。この間、社会は大きく変化し、教育を取り巻く環境も劇的に変動しています。そうした中、平成 30 年 3 月 30 日に学校教育法施行規則の一部改正と高等学校学習指導要領の改訂が行われました。新高等学校学習指導要領等は令和 4（2022）年度から年次進行で実施され、令和元（2019）年度から一部を移行措置として先行実施されることとなっています。

この度の学習指導要領の改訂は、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申を踏まえ、

- ① 教育基本法、学校教育法等を踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力をいっそう確実に育成することをめざす。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成とのバランスを重視する平成 21 年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

を基本的なねらいとしています。

本県では、平成 26 年に改訂された「第 2 期しまね教育ビジョン 21」（教育振興基本計画）において、「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」を基本理念に掲げ、「夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人（向かっていく学力）」「多様な人と積極的に関わり、社会に役立つとする人（広がっていく社会力）」「自他を等しく大切にし、ともに生きようとする人（高まっていく人間力）」を育てることを教育目標に、各県立学校においての実現に向けた取組を推し進めています。

県教育委員会では、この度の学習指導要領改訂に併せ、各学校において新教育課程が適切に編成され、円滑に実施されるよう「高等学校教育課程編成の手引」を作成いたしました。

この「高等学校教育課程編成の手引」の活用により、新しい教育指導要領の趣旨と内容及び実施上の留意点や島根のめざす教育を各学校が十分理解し、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成し、今後とも魅力ある学校づくりが推進されることを期待します。

令和元年 7 月

島根県教育庁教育指導課長
多々納 雄二

目 次

I	高等学校教育の基本と教育課程の役割	
1	教育の目的・目標	1
2	高等学校教育の目的・目標	1
3	学習指導要領改訂の基本方針	1
	(1) 育成を目指す資質・能力の明確化	1
	(2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進	2
	(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進	2
4	教育課程の意義と編成の原則	2
	(1) 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと	3
	(2) 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと	3
	(3) 生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮すること	3
	(4) 課程や学科の特色を十分考慮すること	4
	(5) 学校や地域の実態を十分考慮すること	4
5	高等学校教育で大切にしたいこと	4
	(1) 地域資源を活用した特色ある教育課程の構築	5
	(2) 「学びの成果」の捉え方・示し方の開発と学習評価の改善	5
	(3) 生徒の主体性が発揮される高校づくりの推進	5
	(4) インクルーシブ教育システムの推進	5
	(5) ICT を活用した授業改善の推進	5
II	教育課程編成上の基本的事項	
1	教育課程編成の前に	6
2	教育課程編成の手順	8
3	各教科・科目の構成と単位数等	9
	(1) 卒業までに履修させる単位数等	9
	(2) 教科と科目	10
	(3) 標準単位数	10
	ア 共通教科・科目及び総合的な探究の時間の標準単位数	10
	イ 主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数	11
	表1 各学科に共通する各教科・科目等の標準単位数及び履修上の留意事項	12
	表2 主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数	14
	ウ 学校設定科目及び学校設定教科	17
4	各教科・科目の履修	17
	(1) 必履修科目	17
	(2) 必履修科目の履修についての留意点	17
	ア 共通教科の必履修教科・科目の一部単位減	17
	イ 総合的な探究の時間の一部単位減	18
	ウ 専門学科における各教科・科目の履修	18
	エ 職業学科における総合的な探究の時間の特例	18
	オ 総合学科における各教科・科目の履修等	19
5	総合的な探究の時間の履修	19
6	特別活動の履修	19
7	各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の授業時数等	20
	(1) 全日制の課程における年間授業週数	20
	(2) 全日制の課程における週当たり授業時数	20

(3)	定時制の課程における週当たり授業時数	20
(4)	ホームルーム活動の授業時数	20
(5)	定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数	20
(6)	生徒会活動及び学校行事の授業時数	21
(7)	総合的な探究の時間における学習活動による特別活動の学校行事との代替	21
(8)	「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間との代替	22
(9)	10分間程度の短い時間を単位として行う場合の授業時数	22
(10)	1単位時間の運用	22
8	通信制の課程における教育課程の編成の特例	23
(1)	添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準	23
(2)	面接指導の授業の1単位時間	24
(3)	ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除	24
(4)	特別活動の指導時間数	25
III	教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	
1	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について	26
2	カリキュラム・マネジメントの充実について	27
3	教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成について	28
4	確かな学力を育む指導の充実について	29
5	学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実について	31
6	健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実について	32
7	特別な配慮を必要とする生徒への指導の充実について	33
8	キャリア教育及び職業教育の充実について	37
9	ガイダンス及びカウンセリングの機能の充実について	39
IV	単位の修得及び卒業の認定	
1	各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定	40
2	卒業までに修得させる単位数	41
3	各学年の課程の修了の認定	41
V	高等学校学習指導要領 Q & A	42

I 高等学校教育の基本と教育課程の役割

1 教育の目的・目標

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」(教育基本法第一条) という教育の目的及び次に掲げる目標を達成するよう行う。(以下、教育基本法第二条より引用)

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

2 高等学校教育の目的・目標

「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」(学校教育法第五十条)。その目的を実現するため、高等学校における教育は、次に掲げる目標を達成するよう行う。(以下、学校教育法第五十一条より引用)

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

3 学習指導要領改訂の基本方針

学習指導要領は、高等学校教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であるので、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならない。今回の改訂は平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行われた。

◆今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成 21 年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(1) 育成を目指す資質・能力の明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力

を、ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等を目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図り、「何のために学ぶのか」という各教科等の学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにした。

（２）「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

今回の改訂は、高大接続改革という、初等中等教育改革、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施された。また、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。そのため「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を進め、学習の質を高めていく必要がある。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として、各教科等の「見方・考え方」を働かせることが重要になること。生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

（３）各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

４ 教育課程の意義と編成の原則

各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準である学習指導要領に従いながら、創意工夫を加えて、生徒や学校、地域の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

各学校には、校長、副校長、教頭のほか教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランス

に配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のある、しかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努める必要がある。

各学校が、教育課程を編成する意義は次のとおりである。

学校の独自性を社会や地域に示す

各学校は社会や地域に対して、学校や学科の目標を掲げ、教育課程を示し生徒を募集する。この時、自分の学校ではこの教育課程で、どのように生徒を育成し、人格の完成を図り、社会の形成者として育成していくかを学校は宣言することになる。

生徒に学習目標及び学習内容を示す

各学校は、生徒に付けたい資質・能力を明確にし、それを身に付けるための教育課程であることを生徒に示さなければならない。つまり、生徒に対し教育課程を示すということは、学習目標及び学習内容を明確に示すことである。したがって、学習目標及び学習内容を生徒が十分理解するように留意しなければならない。

学校の構成員（教職員）が教育の目標を共有する

学校は組織であり、学校の構成員である教職員がそれぞれ違うことをしては統一性がなくなり、効果的な教育活動は望めない。教育課程を通じてカリキュラム・マネジメントを働かせ、教職員が組織として一体となって教育の目標の達成に努めなければならない。

(1) 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

各学校の教育課程は、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の法令に従って編成しなければならない。次に、学習指導要領は国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならない。

教育課程は、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を考慮し、教師の創意工夫を加えて学校が編成するものである。編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

(2) 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

学習指導要領第1章総則において、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成や、そのための知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養という、いわゆる資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成、中学校教育との接続や高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続など学校段階等間の接続など、生徒の発達の段階に応じた調和のとれた育成を重視していることに留意する必要がある。

(3) 生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮すること

高等学校段階は、身体、生理面はもちろん、心身の全面にわたる発達が急激に進む時期である。また、義務教育の基礎の上に立って、自らの在り方生き方を考えさせ、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、社会についての認識を含め、興味・関心等に応じ将来の学問や職業の専門分野の基礎・基本の学習によって、個性の一層の伸長と自律を図ることが求められている。

これらを踏まえ、教育課程の編成に当たっては、生徒の一般的な発達の段階に即しながら、個々の生徒についての能力・適性、興味・関心や性格、更には進路などの違いにも注目していくことが大切

である。各学校においては、生徒の発達の過程を的確に捉えるとともに、個々の生徒の特性等（能力・適性、興味・関心や性格などの個人の属性及び進路や学習経験などそれ以外の事情）に適切に対応し、その一層の伸長を図るよう適切な教育課程を編成することが必要である。

（４）課程や学科の特色を十分考慮すること

高等学校教育としては、課程や学科の別を問わず、その目標とするところに変わりはないが、教育課程としては、必修教科・科目の履修や卒業に必要な74単位以上の修得を共通の基礎要件とし、これに加えてそれぞれの課程や学科の特色を生かした教育を行うことを考えて編成する必要がある。

定時制の課程においては、生徒の実態が多様化していることを踏まえ、各学年への各教科・科目の配当を弾力化するなどの教育課程編成上の工夫や、個に応じた指導を充実する観点から、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程の活用を進めるとともに、多様な学習の機会を確保していくため、実務代替等の自校以外の学習成果の単位認定制度の積極的な活用が望まれる。

通信制の課程については、様々な事情で毎日通学することが困難な生徒の学習の場を確保するため、教育・指導の充実を図っていくことが大切である。

単位制による課程については、多様な科目を開設し、選択幅の広い教育課程を編成するとともに、適切な科目の履修ができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ることや、集団活動の機会の充実を図ることが必要である。

普通科においては、共通教科・科目だけでなく、生徒の特性や進路等、学校や地域の実態を踏まえながら、専門教科・科目を適切に開設するなど、それぞれの生徒や学校の実態等に一層対応した教育課程の編成が求められる。

専門学科は、産業の動向等に適切に対応できるよう、専門性の基礎・基本の教育に重点を置くとともに、実際の、体験的学習を重視し、産業界等との連携をより一層深めることが必要である。

総合学科は、共通教科・科目及び専門教科・科目にわたる多様な科目の中から生徒が主体的に履修したい科目を選択でき、生徒の多様な興味・関心、進路希望等に応じた学習を可能にするという特質を生かした教育課程の編成が要請される。

（５）学校や地域の実態を十分考慮すること

学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、生徒の実態などの人的又は物的な体制の実態は学校によって異なっている。したがって、特に、生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による連携及び協働の体制に関わる状況などについて客観的に把握して分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。

また、学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。地域には生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもっている。こうした地域社会の実態を十分考慮して教育課程を編成することが必要である。とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが重要である。

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが求められる。教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような生徒を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

5 高等学校教育で大切にしたいこと

県教育委員会は、平成30年3月に「今後の県立高校の在り方検討委員会」（肥後功一会長）から提言

「2020年代の県立高校の将来像について」を受けた。その趣旨を踏まえ、2020年代の県立高校における教育の基本的な方向性と具体的な取組を「県立高校魅力化ビジョン」として策定した。

(1) 地域資源を活用した特色ある教育課程の構築

「生きる力」は、学校だけで育まれるものではなく、多様な人々との関わりや、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して、子供たちは心豊かにたくましく成長していくことができる。地域の子供たちにどのように育てほしいのか、何を實現していくのかという目標やビジョンを協働で策定し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」の實現に向けた取組を進めていくことが求められている。

これまで島根県内の小・中学校では地域資源を活用した教材を作成し、ふるさと教育を進めてきた。その蓄積を生かし、高校においても、各地域の小・中学校や社会教育機関等と連携し、小学校から高校まで連続性のある指導方法や教材を研究する。さらに、地域での実体験や、多様な人々との交流と対話的な学びを通して、学校で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることをつなぎ、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等を育む。

(2) 「学びの成果」の捉え方・示し方の開発と学校評価の改善

一人一人の学びの成果の捉え方については、知識及び技能の習得に重きを置いた、いわゆる狭義の学力のみにとどまらない幅広い資質・能力を多面的に評価していくことが、今後重要となる。

学校評価についても、「目指す学校像」や「育てたい生徒像」を明確化し、これらに基づいた評価項目を設定し、実効性の高い学校評価を推進するとともに、結果の公表など積極的な情報発信を進め、高校の課題を保護者、地域住民、地元市町村等と共有し、意見を学校運営に反映させていく。

(3) 生徒の主体性が発揮される高校づくりの推進

生徒にとって真に魅力的な高校をつくり、生徒の主体的な学びを促し、生徒一人一人に、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育てていくため、生徒自身が高校や学びの課題を考え、目指すべき在り方について対話し、解決や改善に向けて取り組む過程に主体的に参画できる機会を保障すべきである。

国においては、平成27年に公職選挙法の改正により選挙権年齢を18歳以上に引き下げ、また平成30年の民法の改正により、2022年4月から成年年齢を18歳に引き下げることにした。これらの国の動きに対応していくためにも、生徒の積極的な社会参画を促し、その自覚を高めるための取組が必要となる。

(4) インクルーシブ教育システムの推進

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての高校において、発達障がいを含む障がいのある生徒が在籍する可能性があることを前提に、校内委員会の活性化を図り、支援の充実に向けた検討を行う。また、通級による指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し、自己肯定感を高めるために有効な教育活動であるため、今後も拡充・推進していく。

(5) ICTを活用した授業改善の推進

県教育委員会においては、平成30年度に県立高校の全ての普通教室にICT機器の整備を行った。今後はこれにより、一層の学習効果の向上と授業の効率化を図っていく。あわせて、「主体的・対話的で深い学び」を實現するためには、生徒自身がICT機器を積極的に利用し、情報を検索・選択・収集、整理・分析し、それをもとに意見交換し、その成果を共有・蓄積あるいは発信するスキルを育むことが必要である。

また、ICTは教員の授業力と相まって、その特性や強みが活かされるため、ICTを効果的に活用し、学びの質を高めるため、教員自身のICT活用におけるスキル向上を図る。

II 教育課程編成上の基本的事項

1 教育課程編成の前に

各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、確かな学力の育成、豊かな心の涵養、健やかな体の育成を図り、生徒に生きる力を育むことを目指す。

生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながらか教育活動の充実を図るものとする。

■確かな学力の育成、豊かな心の涵養、健やかな体の育成

(1) 確かな学力 (P29 参照)

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実を努めること。その際、生徒の発達段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。

(2) 豊かな心 (P31 参照)

道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養等を目指した教育の充実を努めること。

(3) 健やかな体 (P32 参照)

学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

■生徒に育成を目指す資質・能力を整理した三つの柱（あらゆる資質・能力に共通する重要な要素）(P26 参照)

(1) 知識及び技能の習得

新たな個別の知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教科・科目等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されること、知識が新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが重要。

(2) 思考力、判断力、表現力等の育成

「思考力、判断力、表現力等」とは、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でもその状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力のこと。

(3) 学びに向かう力・人間性等の涵養

生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含む。

次に、各学校において、カリキュラム・マネジメントの充実を努めるものとする。

各学校には、各種調査結果やデータ等に基づき、生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握した上で、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

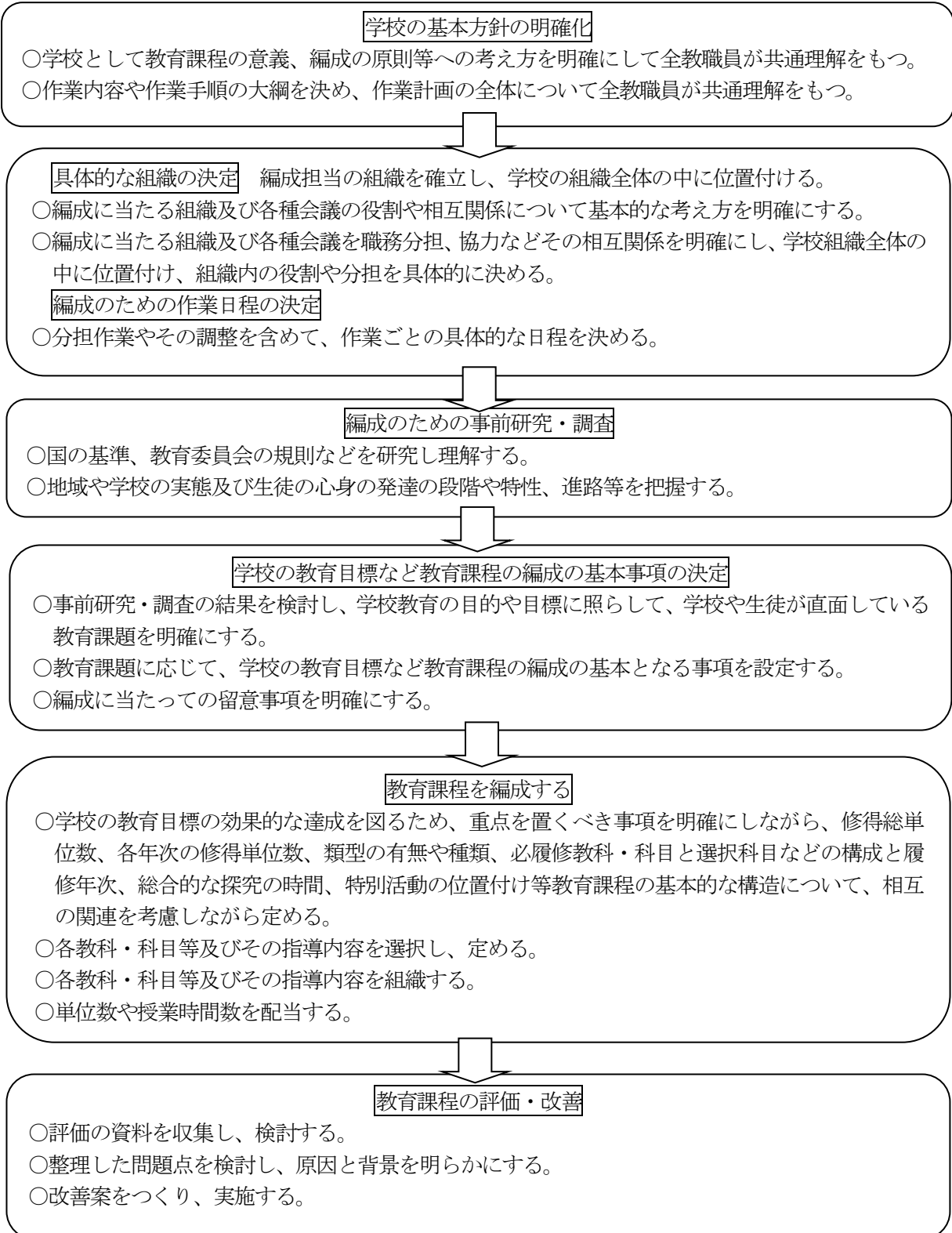
また、次に示すカリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていく。組織的かつ計画的に取組を進めるためには、教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を、学校の組織全体の中に位置づけ、具体的な組織や日程を決定していくことが重要となる。

■カリキュラム・マネジメントの三つの側面（P27 参照）

- （1）教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- （2）教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- （3）教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

2 教育課程編成の手順

学校において実際に教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例を参考として示す。もっとも、編成した教育課程に基づき実施される日々の教育活動はもとより、教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律にあるべきではなく、それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである。この点に十分留意することが求められる。



3 各教科・科目の構成と単位数等

(1) 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる各教科・科目及びその単位数、総合的な探究の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科・科目の単位数並びに総合的な探究の時間の単位数を含めて74単位以上とする。

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、学習指導要領第1章総則第2款の5の定めるところによるものとする。

学校が教育課程を編成するに当たっては、卒業までに履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な探究の時間の単位数、特別活動とその授業時数を定めなければならない。この場合、生徒が履修すべきものとして定める各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計は74単位以上でなければならない。ただし、これは高等学校在学中に履修させる単位数の下限を定めたものであり、生徒の実態に応じ、各学校が、生徒により多くの単位数を履修させることを妨げるものではない。各学校においては、学校の教育目標や生徒の負担等を十分に考慮した上で、適切な単位数を設定することが求められる。

各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計の中には必ず次の単位数を含めなければならない。

- ア すべての生徒に履修させる必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数
- イ 専門学科において、すべての生徒に履修させる次の専門教科・科目の単位数
- ウ 総合学科において、すべての生徒に履修させる「産業社会と人間」の単位数

教科	専門学科においてすべての生徒に履修させる科目
農業	農業と環境 課題研究
工業	工業技術基礎 課題研究
商業	ビジネス基礎 課題研究
水産	水産海洋基礎 課題研究
家庭	生活産業基礎 課題研究
看護	基礎看護 看護臨地実習
情報	情報産業と社会 課題研究
福祉	社会福祉基礎 介護総合演習
理数	(必履修) 「理数数学Ⅰ」、「理数数学Ⅱ」及び「理数探究」 (選択必履修) 「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」のうちから3科目以上
体育	(必履修) 「スポーツ概論」、「スポーツⅤ」、「スポーツⅥ」及び「スポーツ総合演習」 (選択必履修) 「スポーツⅠ」、「スポーツⅡ」、「スポーツⅢ」及び「スポーツⅣ」のうちから1科目以上
音楽	「音楽理論」の内容の(1)及び(2)、 「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の(1)
美術	美術概論 美術史 鑑賞研究 素描 構成
英語	総合英語Ⅰ デイバート・ディスカッションⅠ

(2) 教科と科目

各教科・科目は、学習指導要領に基づき必履修教科・科目として、すべての生徒に共通に履修させるもの及びそれ以外のいわゆる選択科目に分けることができ、さらに後者は、学校で選択配列して当該学校として学科や類型の別等に応じ、それぞれに属するすべての生徒に履修させるもの及び生徒が選択履修することができるものに分けることができる。

さらに、学校においては地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するため、P12～16の表に掲げる教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び、同表に掲げる教科に属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。

(3) 標準単位数

ア 共通教科・科目及び総合的な探究の時間の標準単位数

共通教科・科目及び総合的な探究の時間については、P12～13の表において標準単位数を示している。各教科・科目等の内容はそれぞれの目標に応じて標準単位数に見合うものとして定められており、各学校においては、この表に掲げた単位数を標準として、一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当できる。

なお、標準単位数よりも多く又は少なく単位数を配当する場合に、どの程度の単位を増加して又は減じて配当するかについては、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ合理的とみられる範囲内で適切に定めることが必要である。

また、学校の方針により増加単位数を含めすべての生徒に履修させることも、あるいは増加単位を一部の生徒に履修させることもあり得る。

	単位を増加すること（増単）	単位を減ずること（減単）
必履修教科・科目の場合	<p>以下のような場合には増単することが考えられる。</p> <p>①義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合</p> <p>②理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合</p> <p>③特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合</p> <p>標準単位数よりも多く単位数を配当する場合には、標準単位数の2倍程度を上限とする。</p>	<p>原則として、標準単位数よりも減ずることはできないが、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」は減単が可能であり、その場合は2単位のものを除き1単位を減ずることができる。</p>
必履修教科・科目以外の場合	<p>必履修教科・科目の場合と同じ。</p>	<p>標準単位数より少ない単位数を配当する場合には、原則として2単位のものを除き、1単位を減ずることができる。</p> <p>単位を減ずることができるのは以下のいずれかの場合である。</p> <p>①生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合</p> <p>②原則的には各教科・科目の標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむをえない場合</p> <p>なお、上記の場合においても、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。</p>

イ 主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数

専門教科・科目の標準単位数は、地域の実態や学科の特色に応じるためその標準単位数は設置者が定めることとされている。（学習指導要領第1章総則第2款の3）本県における標準単位数はP14～16の表のように定めた。

表1 各学科に共通する各教科・科目の標準単位数及び履修上の留意事項

教科	科目	標準単位数	履修上の留意事項
国語	必履修科目		「現代の国語」「言語文化」
	現代の国語	2	
	言語文化	2	
	論理国語	4	原則として、「現代の国語」と「言語文化」を履修した後に履修させること。
	文学国語	4	原則として、「現代の国語」と「言語文化」を履修した後に履修させること。
	国語表現	4	原則として、「現代の国語」と「言語文化」を履修した後に履修させること。
地理歴史	古典探究	4	原則として、「現代の国語」と「言語文化」を履修した後に履修させること。
	必履修科目		「地理総合」及び「歴史総合」
	地理総合	2	
	地理探究	3	「地理総合」を履修した後に履修させること。
	歴史総合	2	
公民	日本史探究	3	「歴史総合」を履修した後に履修させること。
	世界史探究	3	「歴史総合」を履修した後に履修させること。
	必履修科目		「公共」
	公共	2	原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させること。
数学	倫理	2	「公共」を履修した後に履修させること。
	政治・経済	2	「公共」を履修した後に履修させること。
	必履修科目		「数学Ⅰ」
	数学Ⅰ	3	
	数学Ⅱ	4	「数学Ⅰ」を履修した後に履修させること。
	数学Ⅲ	3	「数学Ⅱ」を履修した後に履修させること。
理科	数学A	2	「数学Ⅰ」と並行して、あるいは「数学Ⅰ」を履修した後に履修させること。
	数学B	2	「数学Ⅰ」を履修した後に履修させること。
	数学C	2	「数学Ⅰ」を履修した後に履修させること。
	必履修科目		「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
	科学と人間生活	2	
	物理基礎	2	
	物理	4	「物理基礎」を履修した後に履修させること。
化学基礎	2		
化学	4	「化学基礎」を履修した後に履修させること。	
生物基礎	2		
生物	4	「生物基礎」を履修した後に履修させること。	
地学基礎	2		
地学	4	「地学基礎」を履修した後に履修させること。	

教科	科目	標準 単位数	履修上の留意事項
保健体育	必履修科目	「体育」及び「保健」	
	体 育	7～8	各年次継続して履修させること。 各年次の単位数はなるべく均分して配当すること。
	保 健	2	原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させること。
芸 術	必履修科目	「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目	
	音 楽 Ⅰ	2	
	音 楽 Ⅱ	2	「音楽Ⅰ」を履修した後に履修させること。
	音 楽 Ⅲ	2	「音楽Ⅱ」を履修した後に履修させること。
	美 術 Ⅰ	2	
	美 術 Ⅱ	2	「美術Ⅰ」を履修した後に履修させること。
	美 術 Ⅲ	2	「美術Ⅱ」を履修した後に履修させること。
	工 芸 Ⅰ	2	
	工 芸 Ⅱ	2	「工芸Ⅰ」を履修した後に履修させること。
	工 芸 Ⅲ	2	「工芸Ⅱ」を履修した後に履修させること。
	書 道 Ⅰ	2	
	書 道 Ⅱ	2	「書道Ⅰ」を履修した後に履修させること。
書 道 Ⅲ	2	「書道Ⅱ」を履修した後に履修させること。	
外 国 語	必履修科目	「英語コミュニケーションⅠ」	
	英語コミュニケーションⅠ	3	
	英語コミュニケーションⅡ	4	「英語コミュニケーションⅠ」を履修した後に履修させること。
	英語コミュニケーションⅢ	4	「英語コミュニケーションⅡ」を履修した後に履修させること。
	論理・表現Ⅰ	2	
	論理・表現Ⅱ	2	「論理・表現Ⅰ」を履修した後に履修させること。
論理・表現Ⅲ	2	「論理・表現Ⅱ」を履修した後に履修させること。	
家 庭	必履修科目	「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目。 「C持続可能な消費生活・環境」を、第1学年及び第2学年のうちに履修させる。	
	家 庭 基 礎	2	原則として、同一年次で履修させること。
	家 庭 総 合	4	複数の年次にわたって分割履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させること。
情 報	必履修科目	「情報Ⅰ」	
	情 報 Ⅰ	2	原則として、同一年次で履修させること。
報	情 報 Ⅱ	2	原則として、同一年次で履修させること。 「情報Ⅰ」を履修した後に履修させること。
理 数	理数探究基礎	1	
	理 数 探 究	2～5	
総合的な探究の時間		3～6	必履修

表2 主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数

教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数
農 業	農 業 と 環 境	2～6	工 業	機 械 工 作	2～8
	課 題 研 究	2～6		機 械 設 計	2～8
	総 合 実 習	2～12		原 動 機	2～5
	農 業 と 情 報	2～8		電 子 機 械	2～8
	作 物	2～8		生 産 技 術	2～6
	野 菜	2～8		自 動 車 工 学	2～8
	果 樹	2～8		自 動 車 整 備	2～8
	草 花	2～8		船 舶 工 学	2～18
	畜 産	2～12		電 気 回 路	2～8
	栽 培 と 環 境	2～6		電 気 機 器	2～6
	飼 育 と 環 境	2～6		電 力 技 術	2～8
	農 業 経 営	2～6		電 子 技 術	2～6
	農 業 機 械	2～6		電 子 回 路	2～6
	植物バイオテクノロジー	2～6		電 子 計 測 制 御	2～6
	食 品 製 造	2～10		通 信 技 術	2～6
	食 品 化 学	2～8		プ ロ グ ラ ミ ン グ 技 術	2～8
	食 品 微 生 物	2～6		ハ ー ド ウ ェ ア 技 術	2～8
	食 品 流 通	2～6		ソ フ ト ウ ェ ア 技 術	2～8
	森 林 科 学	2～8		コ ン ピ ュ ー タ シ ス テ ム 技 術	2～8
	森 林 経 営	2～8		建 築 構 造	2～6
林 産 物 利 用	2～8	建 築 計 画	2～8		
農 業 土 木 設 計	2～10	建 築 構 造 設 計	2～8		
農 業 土 木 施 工	2～6	建 築 施 工	2～6		
水 循 環	2～6	建 築 法 規	2～4		
造 園 計 画	2～10	設 備 計 画	2～6		
造 園 施 工 管 理	2～8	空 気 調 和 設 備	2～8		
造 園 植 栽	2～6	衛 生 ・ 防 災 設 備	2～8		
測 量	2～10	測 量	2～6		
生 物 活 用	2～6	土 木 基 盤 力 学	2～6		
地 域 資 源 活 用	2～6	土 木 構 造 設 計	2～8		
工 業	工 業 技 術 基 礎	2～4	土 木 施 工	2～6	
	課 題 研 究	3～6	社 会 基 盤 工 学	2～4	
	実 習	4～12	工 業 化 学	4～8	
	製 図	2～10	化 学 工 学	2～6	
	工 業 情 報 数 理	2～4	地 球 環 境 化 学	2～6	
	工 業 材 料 技 術	2～4	材 料 製 造 技 術	2～6	
	工 業 技 術 英 語	2～4	材 料 工 学	2～6	
	工 業 管 理 技 術	2～8	材 料 加 工	2～6	
工 業 環 境 技 術	2～4	セ ラ ミ ッ ク 化 学	2～6		

教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数
工 業	セラミック技術	2～6	水 産	機械設計工作	3～6
	セラミック工業	2～6		電気理論	2～10
	繊維製品	2～6		移動体通信工学	4～8
	繊維・染色技術	2～6		海洋通信技術	4～10
	染織デザイン	2～6		資源増殖	2～10
	インテリア計画	2～6		海洋生物	2～8
	インテリア装備	2～6		海洋環境	2～8
	インテリアエレメント生産	2～6		小型船舶	2～4
	デザイン実践	2～4		食品製造	2～12
	デザイン材料	2～4		食品管理	2～12
	デザイン史	2～4		水産流通	2～6
商 業	ビジネス基礎	2～4	ダイビング	2～4	
	課題研究	2～6	マリンスポーツ	2～4	
	総合実践	2～6	家 庭	生活産業基礎	2～4
	ビジネス・コミュニケーション	2～4		課題研究	2～4
	マーケティング	2～4		生活産業情報	2～4
	商品開発と流通	2～6		消費生活	2～4
	観光ビジネス	2～6		保育基礎	2～6
	ビジネス・マネジメント	2～6		保育実践	2～8
	グローバル経済	2～4		生活と福祉	2～4
	ビジネス法規	2～4		住生活デザイン	2～6
	簿記	2～6		服飾文化	2～4
	財務会計Ⅰ	2～6		ファッション造形基礎	2～6
	財務会計Ⅱ	2～4		ファッション造形	3～10
	原価計算	2～6		ファッションデザイン	6～14
	管理会計	2～4		服飾手芸	2～4
	情報処理	2～6		フードデザイン	2～6
	ソフトウェア活用	2～6		食文化	1～2
	プログラミング	2～8		調理	6～14
ネットワーク活用	2～4	栄養		2～3	
ネットワーク管理	2～4	食品		1～2	
水 産	水産海洋基礎	2～6	食品衛生	3～5	
	課題研究	3～6	公衆衛生	2～3	
	総合実習	6～12	総合調理実習	2～3	
	海洋情報技術	2～6	看 護	基礎看護	6～11
	水産海洋科学	2～4		人体の構造と機能	2～7
	漁業	2～8		疾病の成り立ちと回復の促進	3～8
	航海・計器	2～10		健康支援と社会保障制度	2～7
	船舶運用	2～12		成人看護	2～6
船用機関	2～16	老年看護		2～4	

教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数
看護	小 児 看 護	2～4	体 育	ス ポ ー ツ IV (ダ ン ス)	2～12
	母 性 看 護	2～4		ス ポ ー ツ V (野 外 活 動)	3～6
	精 神 看 護	2～4		ス ポ ー ツ VI (体 つ く り 運 動)	3～6
	在 宅 看 護	2～4		ス ポ ー ツ 総 合 演 習	3～6
	看 護 の 統 合 と 実 践	2～4	※括弧書きは科目名に含まれない		
	看 護 臨 地 実 習	10～21	音 楽	音 楽 理 論	2～15
	看 護 情 報	2～4		音 楽 史	2～6
情 報	情 報 産 業 と 社 会	2～4		演 奏 研 究	2～6
	課 題 研 究	2～4		ソ ル フ ェ ー ジ ュ	2～6
	情 報 の 表 現 と 管 理	2～4		声 楽	2～15
	情 報 テ ク ノ ロ ジ ー	2～4		器 楽	2～15
	情 報 セ キ ュ リ テ ィ	2～6		作 曲	2～15
	情 報 シ ス テ ム の プ ロ グ ラ ミ ン グ	2～6	鑑 賞 研 究	2～6	
	ネ ッ ト ワ ー ク シ ス テ ム	2～4	美 術	美 術 概 論	2～6
デ ー タ ベ ー ス	2～6	美 術 史		2～6	
情 報 デ ザ イ ン	2～6	鑑 賞 研 究		2～18	
コ ン テ ン ツ の 制 作 と 発 信	2～6	素 描		2～18	
メ デ ィ ア と サ ー ビ ス	2～4	構 成		2～6	
情 報 実 習	4～8	絵 画		2～18	
福 祉	社 会 福 祉 基 礎	2～6		版 画	2～18
	介 護 福 祉 基 礎	2～6		彫 刻	2～18
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術	2～4		ビ ジ ュ ア ル デ ザ イ ン	2～18
	生 活 支 援 技 術	2～12		ク ラ フ ト デ ザ イ ン	2～18
	介 護 過 程	2～6	情 報 メ デ ィ ア デ ザ イ ン	2～18	
	介 護 総 合 演 習	2～6	映 像 表 現	2～18	
	介 護 実 習	2～16	環 境 造 形	2～18	
こ こ ろ と か ら だ の 理 解	2～12	英 語	総 合 英 語 I	2～6	
福 祉 情 報	2～4		総 合 英 語 II	3～8	
理 数	理 数 数 学 I		4～8	総 合 英 語 III	3～8
	理 数 数 学 II		6～12	デ ィ ベ ー ト ・ デ ィ ス カ ッ シ ョ ン I	2～4
	理 数 数 学 特 論		2～6	デ ィ ベ ー ト ・ デ ィ ス カ ッ シ ョ ン II	2～4
	理 数 物 理		3～10	エ ッ セ イ ラ イ テ ィ ン グ I	2～4
	理 数 化 学		3～10	エ ッ セ イ ラ イ テ ィ ン グ II	2～4
	理 数 生 物	3～10	(注) この表に示す各科目の標準単位数の下限は、普通科や総合学科等への専門科目の導入を考慮して設定している。		
	理 数 地 学	3～10			
体 育	ス ポ ー ツ 概 論	3～6			
	ス ポ ー ツ I (採 点 競 技 及 び 測 定 競 技)	2～12			
	ス ポ ー ツ II (球 技)	2～12			
	ス ポ ー ツ III (武 道 等)	2～12			

ウ 学校設定科目及び学校設定教科

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、P12～16 の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校が定めることとする。その際、科目の内容の構成については、関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮することが必要である。

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、P12～16 の表に掲げる教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に属する科目を設けることができる。学校設定教科及び当該教科に属する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校が定めることとする。

学校設定科目及び学校設定教科のいずれも、学校における特色ある教育、特色ある学校づくりを進める仕組みの一つとして、有効に活用されることが期待される。

特に、学校段階等間の円滑な接続を確保する観点から、教育課程の編成に当たって、生徒や学校の実態等に応じ、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすることが考えられる。

また、ボランティア活動や就業体験活動など、学校外活動の単位認定を行うための学校設定教科・科目の開設も考えられる。

なお、学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。

4 各教科・科目の履修

(1) 必履修科目

共通教科・科目の必履修科目の種類及び単位数については、P12～13 の表に示した。ここに示されている科目は、課程や学科を問わず、すべての生徒に履修させなければならない。今回の改訂では、前回に引き続き、高校生に社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修教科・科目の標準単位数は増加させていない。これを踏まえ、国語、地理歴史、公民、数学、保健体育、外国語及び情報の各教科については、すべての高校生が共通に履修する共通必履修科目を設けることで高等学校の教育課程の共通性を高めることとした。また、理科、芸術、家庭の各教科においては、生徒の実態に応じた一層適切な教育課程が編成できるよう、各教科において2単位の科目を含めた複数の科目の中から選択的に履修できるようにしている。

(2) 必履修科目の履修についての留意点

ア 共通教科の必履修教科・科目の一部単位減

必履修教科・科目の標準単位数については、標準単位数を下らないものとされている（学習指導要領第1章総則第2款3）。

しかし、ただし書きに「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位のものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができる。」とその特例が示されている。

また、「体育」については、学校の特色に応じて卒業までに7又は8単位を配当することとされており、7単位未満に単位数を減じて配当することはできない。

イ 総合的な探究の時間の一部単位減

今回の改訂では、必履修教科・科目と同様、すべての生徒に履修させる必要がある総合的な探究の時間の標準単位数は学習指導要領第1章総則第2款3の表で3～6単位とされている。このため、各学校が総合的な探究の時間の単位数を定める場合には、原則として3単位を下回らないことが求められる。他方、第1章総則第2款3(2)には「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とある。これは、総合的な探究の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な探究の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨であり、限定的であることに十分注意しなければならない。

学校において総合的な探究の時間を2単位で実施する場合は事前に教育委員会と協議することが必要である。

ウ 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における専門教科・科目(P14～16に掲げる表)の最低必修単位は、従前と同様に25単位を下らないこととしている。また、専門教育の一環として設けられる学校設定教科及び当該教科に関する科目についても、専門教科・科目に含まれる。ただし、次の各項に留意すること。

①専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置

商業に関する学科については、上記の25単位の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができる。また、商業に関する学科以外の専門学科についても、各学科の特色に従い、多様な職業教育の要求に応えるために、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目以外の科目の単位数を5単位まで上記の単位数に含めることができる。

②専門教科・科目による必履修科目の代替

専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

例えば、職業教育を主とする専門学科(以下「職業学科」という。)では、各専門教科の情報に関する科目の履修により「情報Ⅰ」と代替することや、工業に関する学科で「デザイン実践」等を「工芸Ⅰ」に、家庭に関する学科で「公衆衛生」を「保健」に、看護に関する学科で「基礎看護」や「人体の構造と機能」等を「保健」に代替することなどが考えられる。

エ 職業学科における総合的な探究の時間の特例

職業学科においては、「課題研究」「看護臨地実習」「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)が、各学科の原則履修科目とされている。課題研究において、総合的な探

究の時間と同様に、様々な教科・科目等の見方・考え方を実社会・実生活における問題において総合的に働かせて探究を行う活動を行う場合など、総合的な探究の時間の目標と「課題研究等」の目標が軌を一にする場合も想定される。そのため、総合的な探究の時間の履修により「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができるとするとともに、「課題研究等」の履修により総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

なお、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」であり、自動的に代替が認められるものでない。

オ 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科では、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視する、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや達成感を体験させる学習を可能にするという教育の特色を生かすため、教育課程編成の基準が次のように規定されている。

- ①「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させることとし、標準単位数は2～4単位とする。
- ②生徒の多様な選択を可能にするため、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程とすることを原則とする。
- ③「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにする。
- ④生徒の主体的な選択を重視する観点から、生徒にある程度のまとまりのある学習を可能とし、自己の進路の方向に沿った科目の選択ができるようにするため、体系性や専門性等において相互に関連する教科・科目で構成される科目群（総合選択科目群）を複数開設するとともに、必要に応じ、総合選択科目群の性格とは異なる科目（自由選択科目群）を設け、生徒が自由に選択履修できるようにする。

5 総合的な探究の時間の履修

従前の「総合的な学習の時間」について、名称を「総合的な探究の時間」に変更し、「探究の見方・考え方」を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力の育成を目指すこととなり、履修については次のように規定されている。

- ①全ての生徒に履修させること。
- ②標準単位数を3～6単位とし、指導の成果を上げ、各学年で単位認定を行うことを原則とする（各学年で同一単位数の場合、極端に多い・ない時数にならないこと）。
- ③卒業までの各年次の全てにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法が可能である。

6 特別活動の履修

特別活動は「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

特別活動の実施にあたっては、「人間関係形成」、「社会参画」及び「自己実現」の視点に留意することが必要である。

なお、ホームルーム活動の実施に当たっては、合意形成や意思決定を図る活動を重視するとともに、全日制の課程においては12の内容項目を入学から卒業までを見通して取扱う必要がある。

ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事それぞれの特質を踏まえ、教育課程における位置づけを明確にしながら実施する必要がある。

7 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の授業時数等

(1) 全日制の課程における年間授業週数

年間 35 週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

ただし、長期休業日に授業日を設定する場合は、長期休業日の意義を損なわないよう、夏季においては 21 日以上、冬季及び学年末学年始はそれぞれ 7 日以上の休業日を確保すること。

(2) 全日制の課程における週当たり授業時数

週当たりの授業時数は、30 単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。

ただし、単位制の課程においては、標準によることを要せず、1 日 6 単位時間を上回って多くの科目を開設し、生徒の自由な選択を可能とすることができる。

(3) 定時制の課程における週当たり授業時数

授業日数の季節的配分又は週若しくは 1 日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。

ただし、20 単位時間を標準とする。

(4) ホームルーム活動の授業時数

原則として、年間 35 単位時間以上とするものとする。

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、よりよい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であるとともに、高等学校における道德教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育の中核的な役割を果たすこと、更には、学校の教育活動全体で行うキャリア教育の要としての役割を果たすことから、その授業は、各教科・科目とは異なり、特定の学期又は期間に集中して行うことはできない。このことは教科担任制におけるホームルーム担任と生徒の信頼関係の構築の観点からも徹底しなければならない。

ホームルーム活動の授業時数は、週間授業時間割の中に配当し、すべての生徒に対し、毎年次毎週履修させなければならない。1 単位時間を 50 分とし、年間 35 単位時間以上確保しなければならない。

(5) 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数

特別の事情がある場合には、授業時数の一部を減じ、又は内容の一部を行わないものとするができる。

特別な事情とは、一般的にいえば生徒の勤務の実態、交通事情などである。このような場合、学習指導要領第5章特別活動で具体的に示されている、取り組むべき内容の一部を行わないことができるとするものである。

(6) 生徒会活動及び学校行事の授業時数

学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

生徒会活動及び学校行事については、学校の実態等に即し、年間、学期又は月ごとなどの教育課程の中に位置付けるものであり、指導計画等の作成に当たっては、生徒会活動及び学校行事に充てる授業時数をあらかじめ明らかにしておくことが大切である。

なお、定時制の課程において特別の事情がある場合は、生徒会活動の内容の一部を行わないものとするすることができる。

【参考】

	全日制	定時制
年間授業週数	<ul style="list-style-type: none"> 年間 35 週行うことを標準とする。 各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間に行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 35 週行うことを標準とする。 各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間に行うことができる。
週当たり授業時数	<ul style="list-style-type: none"> 30 単位時間を標準とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定める。 20 単位時間を標準とする。
ホームルーム活動の授業時数	<ul style="list-style-type: none"> 原則として年間 35 単位時間以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別の事情がある場合には、授業時数の一部を減じ、又は内容の一部を行わないものとするすることができる。
生徒会活動及び学校行事の授業時数	<ul style="list-style-type: none"> 学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。 特別の事情がある場合には、生徒会活動の内容の一部を行わないものとするすることができる。

(7) 総合的な探究の時間における学習活動による特別活動の学校行事との代替

総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

これは、総合的な探究の時間において、総合的な探究の時間と特別活動の両方の趣旨を踏まえた体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な探究の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な探究の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもない。

(8) 「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間との代替

理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

共通科目「理数探究基礎」、「理数探究」及び総合的な探究の時間は、いずれも複数の教科・科目等の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して資質・能力を育成するものであることから方向性は同じであると言える。そのため、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

なお、代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって、自動的に代替が認められるものではない。

例えば、生徒が興味・関心、進路希望等自己の在り方生き方に応じて課題を設定するなどして、観察、実験、調査等や事象の分析等を行い、その過程を振り返ったり、結果や成果をまとめたりするなど、総合的な探究の時間の目標である「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、探究の過程を通して行うことが求められる。

(9) 10分間程度の短い時間を単位として行う場合の授業時数

各教科・科目等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合において、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができる。

ただし、学校において10分程度の短い時間を授業時数に含めることを計画する場合は、事前に教育委員会と協議することが必要である。

(10) 1単位時間の運用

各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

これは、科目の内容に応じて、例えば、実験・実習を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて、例えば100分授業や25分授業といった時間割編成を可能としたものである。

なお、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業(1,750分)を1単位として計算することを標準とすることは、従前と変わりがなく、またホームルーム活動は1単位時間を50分と計算して、年間35単位時間以上の授業時数を確保することが前提条件となる。

更に、1単位時間の運用については、学校管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加える必要がある。

8 通信制の課程における教育課程の編成の特例

通信制の課程における教育課程は、高等学校教育として原則として学習指導要領第1章総則の第1款から第7款までの適用を受ける。しかし、通信制の課程の教育方法が全日制・定時制の課程と異なるため、以下のような事項については適用を受けないこととされている。

ア 授業時数

通信制の課程の教育方法は添削指導、面接指導、放送その他の多様なメディアを利用した指導、試験によることになっているため、全日制・定時制の課程におけるような授業は原則として行われたい。このため授業時数等に関する学習指導要領第1章総則第2款3(3)の適用は受けない。

イ 類型

通信制の課程では類型に関する第1章総則第2款3(4)の規定の適用を受けない。これは、通信制の課程においては生徒が定まった類型を選ぶよりは、必要に応じ個々の科目を選択して履修することが多いからであり、それが自学自習による添削指導と、個別指導を重視した面接指導とを中心とする通信制の課程の教育課程の一つの特色でもあるからである。

ウ 就業体験活動、ホームプロジェクトなど

通信制の課程では職業科目の履修について、就業体験活動やホームプロジェクト等により授業時数の一部の代替を認めている第1章総則第2款3(7)エ(ア)及び(イ)の適用は受けない。

他方、定時制及び通信制の課程においては、第1章総則第2款3(7)エ(ウ)の規定により職業(家事を含む。)に従事している生徒に対して、その実務等をもって職業科目の履修の一部に代替できることを定めている。

(1) 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準

添削指導、面接指導は通信制の課程における教育の基幹的な部分であり、全日制・定時制の課程における授業に相当するものである。

学習指導要領第1章総則第2款5に示す、各教科・科目の1単位当たりの添削指導の回数、面接指導の単位時間数の標準は次の表のとおりとする。

各教科・科目	添削指導(回)	面接指導(※単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

※1単位時間は50分として計算する

これは標準を示すものであるため、ある程度柔軟に具体的な回数、単位時間数を決め

ることができるが、添削指導、面接指導は通信制の課程における教育の中心であり、また、全日制や定時制の課程とは異なり、教師が直接指導する機会も少ないことから、それぞれの回数、単位時間数は十分確保する必要がある。

また、理数に属する科目、総合的な探究の時間及び学校設定教科に関する科目の1単位当たりの添削指導の回数、面接指導の単位時間数は次の表のとおりとする。

各科目等	添削指導（回）	面接指導（※単位時間）
理数に属する科目	1単位につき1回以上を確保した上で、各学校が適切に定める。	1単位につき1単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定める。
総合的な探究の時間		
学校設定教科に関する科目 (専門教科・科目以外のもの)		

※1単位時間は50分として計算する

総合的な探究の時間については、通信制の課程においても教育課程上必置であり、全ての生徒がその学習活動を行わなければならない、その標準単位数は3～6単位とされている。

理数に属する科目及び総合的な探究の時間については、課題を発見し解決していくための資質・能力の育成をねらいとして、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論等を添削指導及び面接指導により行うこととなる。これらの学習活動を積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、学習活動に応じ、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数を適切に定めることが重要である。

(2) 面接指導の授業の1単位時間

通信制の課程の面接指導は、生徒の自学自習の過程での面接による指導であり、そのため指導の長短を画一的な時間で固定化することは指導の趣旨からしてもなじまないことに配慮し、各学校で生徒の実態や各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めることができる。

ただし、この場合も、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保することが前提となることに留意する必要がある。この場合の1単位時間は50分として計算するものとされている。したがって、それによって計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数については、面接指導の授業の1単位時間を弾力化する場合でも、前提として確保されていなければならない。

(3) ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除

学校の指導計画に沿って、生徒が各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を行い、報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められるときは、その生徒について、該当する各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

また、生徒の面接指導等時間数を免除する場合にあっては、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、十分配慮する必要がある、生徒が多様なメディア

を利用して行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であることに留意が必要である。

(4) 特別活動の指導時間数

特別活動については、学習指導要領第1章総則第2款の5(6)で「ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。」と定められている。通信制の課程では登校日数におのずと制限があるが、ホームルーム活動は集団教育の場として欠かすことのできないものである。このような特別活動の重要性に鑑み、年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導する。

なお、学習指導要領第5章特別活動で明示されている内容の活動の全てを行うことが難しい特別の事情がある場合には、その内容の一部を行わないものとする事ができる。

Ⅲ 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

各学校においては、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、創意工夫を生かして教育課程を編成し、実施していく必要がある。そのためには、地域や学校、生徒の実態等を的確に把握・分析し、それをもとにそれぞれの学校の教育課題を明確にして、全教職員が一致協力して教育課程を編成し、実施することが重要である。

教育課程の編成と実施に当たっては、配慮しなければならない様々な事項があるが、すべての高等学校においては、次にあげる事項に配慮しながら教育課程を編成し実施していくことが重要である。

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について

(1) 生徒に育成を目指す資質・能力を整理した三つの柱について

各教科・科目等の指導に当たって、①知識及び技能が習得されるようにすること、②思考力、判断力、表現力等を育成すること、③学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

(2) 三つの視点に立った授業改善について

教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や生徒の状況等に応じて、次に示した三つの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現することで、生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようになることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

(3) 単元や題材などの構成について

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることに他ならない。

(4) 「見方・考え方」について

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものであり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

(5) 思考・判断・表現の過程について

思考・判断・表現の過程には、

- ・物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・精査した情報を基に自分の考えを形成したり表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

の大きく三つがあると考えられる。

各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。

このため、各教科等の指導計画の作成上の配慮事項として、各教科等の特性に応じてどのような学習活動等の充実を図ることが求められているかに留意し、学びの質を高めるための授業改善の取組を進める必要がある。

2 カリキュラム・マネジメントの充実について

カリキュラム・マネジメントとは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施・評価し、教育活動の質の向上につなげていくことである。

各学校においては、教育課程に関する国や教育委員会の基準を踏まえ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより学校教育の質的向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められる。

カリキュラム・マネジメントの三つの側面

(1) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

教育課程の編成に当たっては、教科等間のつながりを意識することが重要である。例えば、次のような点が挙げられる。

- ・教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（P28 参照）を教育課程の中で適切に位置付けていく。
- ・総合的な探究の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにする。

(2) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

教育課程の評価や改善は、学校評価と関連付けながら実施することが必要である。その際、「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（文部科学省作成）を参考とすることができる。

また、「高校生のための学びの基礎診断」（平成30年3月制度化）を高等学校における多様な学習成果を測定するツールの一つとして活用し、生徒自身の学習の改善や教師による指導の改善に生かすことも考えられる。

(3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

教育課程の実施に当たっては、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせることが重要となる。教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校や大学、研究機関、社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）などについて客観的かつ具体的に把握して、教育課程の編成に生かすことが必要である。

また、学校は地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在であり、「県立高校魅力化ビジョン」を参考にしながら、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有し、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

3 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成について

変化の激しい社会の中で、主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を、生徒一人一人に育てていくためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡して育てていくことが重要となる。

(1) 学習の基盤となる資質・能力

ア 言語能力

言語能力を育成するためには、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ることが必要であるが、特に言葉を直接の学習対象とする国語科の果たす役割は大きい。国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められる。

また、外国語科は、学習対象とする言語は異なるが、言語能力の向上を目指す教科であることから、国語科と共通する指導内容や指導方法を扱う場面がある。そうした指導内容や指導方法を効果的に連携させることによって、言葉の働きや仕組みなどの言語としての共通性や固有の特徴への気付きを促し、相乗効果の中で言語能力の効果的な育成につなげていくことが重要である。

イ 情報活用能力

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。

より具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、

さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。

各学校において日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である。

なお、共通教科である情報科は、高等学校における情報活用能力の育成の中核を担うものであるが、その育成においては情報科と他の各教科・科目等とが相互に関連を図ることが重要であり、また、他の各教科・科目等においても積極的に実施していくことが必要である。

ウ 問題発見・解決能力

各教科等において、物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した深い学びの実現を図ることを通じて、各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な探究の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力を総合的に活用できるようにすることが重要である。

(2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に照らして必要となる資質・能力を、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育てていくことが求められる。

現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として、次のような力が考えられる。

- ・健康・安全・食に関する力
- ・主権者として求められる力
- ・新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ・グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ・地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- ・自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
- ・豊かなスポーツライフを実現する力

4 確かな学力を育む指導の充実について

(1) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実を図る

生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図る。

(2) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る

生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにする。

- ・各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設ける。
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する。
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにする。

(3) 言語環境を整えるとともに、各教科・科目等の特質に応じた生徒の言語活動を充実させる

言語能力の育成を図るために、各学校において言語環境を整えることが求められる。生徒の言語活動は、生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切である。

また、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として各教科等において言語活動の充実を図ることも求められる。言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、またどのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図ることが期待される。

(4) コンピュータ等や教材・教具の活用を図る

生徒に情報活用能力の育成を図るためには、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である。また、教師がこれらの情報手段に加えて、各種の統計資料や新聞、デジタル教科書やデジタル教材、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用することが重要である。

(5) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫する

具体的には、例えば、各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり、生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や、生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図ることが重要である。

(6) 各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫する

生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視し、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の場を生かして、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していく。

例えば、就業体験活動や他の人々や社会のために役立ち自分自身を高めることができるボランティア活動、自然のすばらしさを味わい自然や動植物を愛護する心を育てることができる自然体験活動、地域の一員として社会参画の意欲を高めることができる地域

の行事への参加などにおいて、各教科・科目等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動が効果的に展開できると期待される場合、各教科・科目等の学習を含む計画を立て、授業時数に含めて扱う柔軟な年間指導計画を作成するなど、学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすることも考えられる。

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かす。

各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切である。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望まれる。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。

5 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実について

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

(1) 高等学校における道徳教育

道徳教育は、豊かな心を持ち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。今日の家庭や学校及び地域社会における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。

高等学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育の中で、小・中学校における「特別の教科である道徳」の学習等を通じた道徳的諸価値の理解を基にしながら、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していく。これらは様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものであり、人間としての在り方生き方に関する教育においては、教師の一方的な押しつけや先哲の思想の紹介にとどまることのないよう留意し、生徒が自ら考え、自覚を深める学習とすることが重要である。

(2) 道徳教育の全体計画と道徳教育推進教師

各学校においては、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する。

道徳教育の全体計画は、各学校において、校長の明確な方針の下に、道徳教育推進教師が中心となって、全教師の協力により創意と英知を結集して作成されるものである。作成、実施するに当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにする。その際、公民科の「公共」及び「倫理」

並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮する。

また、小・中学校の道德教育との接続を意識することが求められる。その上で、高等学校の共通性と多様性ということとを考慮すると、各学校や生徒の実態に応じて、取り扱う内容を重点化して示すことが大切である。

道德教育推進教師の役割

- ・ 道德教育の全体計画の作成に関すること
- ・ 全教育活動における道德教育の推進、充実に関すること
- ・ 道德教育用教材の整備・充実・活用に関すること
- ・ 道德教育の情報提供や情報交換に関すること
- ・ 道德教育の全体計画の公開など家庭や地域社会との共通理解に関すること
- ・ 道德教育の研修の充実に関すること
- ・ 道德教育の全体計画の評価に関すること など

全体計画作成上の創意工夫と留意点

- ・ 校長の明確な方針の下に道德教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える
- ・ 道德教育の特質を理解し、教師の意識の高揚を図る
- ・ 各学校の特色を生かして重点的な道德教育が展開できるようにする
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道德教育の相互の関連性を明確にする
- ・ 生徒の実態を踏まえ、保護者及び地域の人々の意見を活用することや、学校間交流、関係諸機関などとの連携を心掛ける
- ・ 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

(3) 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育

高等学校における人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科に新たに必修科目として設けた「公共」及び新たに選択科目となった「倫理」並びに特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらの中核的な指導の場面として重視し、道德教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

(4) 道德教育を進めるに当たっての留意事項

道德教育を進めるに当たっては、以下のことに関する指導が適切に行われるよう配慮する。

- ① 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする
- ② 生命を尊重する心を育てること
- ③ 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと
- ④ 義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

6 健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実について

これからの社会を生きる生徒に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素である。生徒の心身の調和的発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。また、東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化等の進展に伴う生徒を取り巻く環境の変化などを踏まえ、生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実が必要である。更に、心身の健康の保持増進に関する指導を適切に行うとともに、生徒が心身の成長発達について正しく理解することが必要である。

(1) 体育に関する指導

積極的に運動する生徒とそうでない生徒の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。

(2) 健康に関する指導

生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。

(3) 食育の推進

生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。

(4) 安全に関する指導

様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い生徒を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。

(5) 心身の健康の保持増進に関する指導

情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、生徒が健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならない。

なお、高等学校にあっては、教科担任制を原則としているために、体育・健康に関する指導が保健体育科担当の教師に任されてしまうおそれがある。しかし、体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、保健体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科、総合的な探究の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。

7 特別な配慮を必要とする生徒への指導の充実について

(1) 生徒の障がいの状態等に応じた指導の工夫

障がいのある生徒などには、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、自閉症、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)などのほか、学習面又は行動面において困難のある生徒で発達障がいの可能性のある者も含まれている。このような障がいの種類や程度を的確に把握した上で、障がいのある生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって生徒一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となる。指導に当たっては、音声教材、デジタル教科書やデジタル教材等を含め ICT 等の適切な活用を図ることも考えられる。

校長は、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、生徒の障がいの状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、組織的・計画的に取り組むことが重要である。

(2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障がいのある生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

今回の改訂では、通級による指導を受ける生徒については、二つの計画を全員作成し、効果的に活用することとした。また、通級による指導を受けていない障がいのある生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用を努めることとした。

①個別の教育支援計画

障がいのある生徒などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。そのため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。

個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、中学校における個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、入学前から在学中、そして進路先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いと保護に十分留意することが必要である。

②個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障がいのある生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。通常の学級に在籍する障がいのある生徒等への各教科等の指導にあたっては、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」を踏まえ、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。

各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要である。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

個別の指導計画の作成の手順（一例）

- a 個々の生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校高等部学習指導要領第6章第2款の内容から、個々の生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

（3）通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項

①高等学校の教育課程に加える、又はその一部に替えること

通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、障がいによる特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。

教育課程に加える場合とは、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。

一方、教育課程の一部に替える場合とは、他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。対象となる生徒は選択教科・科目に替えて通級による指導を受けることになる。

なお、通級による指導を、必修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできないことに留意する必要がある。

②個別の指導計画を作成すること

今回の改訂では、通級による指導を行う場合について、「特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う」と規定された。自立活動の内容は、その全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、生徒一人一人に個別に指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。

③通級による指導における単位の修得の認定のこと

生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、単位を修得したことを認定しなければならない。

生徒が通級指導による指導を2以上の年次にわたって履修する場合には、年次ごとに履修した単位を修得したことを認定することが原則となる。しかし、例えば、通級による指導を年次途中から履修する場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導を履修し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能である。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能である。

なお、通級による指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で

当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。

④生徒が在籍校以外の学校で特別の指導を受ける場合の留意事項

生徒が在籍校以外の高等学校又は特別支援学校の高等部等において特別の指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する高等学校等の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができる（学校教育法施行規則第 141 条）。このような場合には、学校間及び担当教師間の連携を密に教育課程の編成、実施、評価、改善を行っていく必要がある。

（４）日本語の習得に困難のある生徒への指導

帰国生徒や外国人生徒、外国につながる生徒の中には、日本語の能力が不十分であったり、日常的な会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じたりする場合がある。このため、生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるよう、一人一人の日本語の能力を的確に把握しつつ各教科等や日本語の指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行うことが大切である。

生徒にとって学習や学校生活の基盤であるホームルームにおける指導に当たっては、一人一人の生徒の日本語の能力などに応じ、以下の側面からの支援が求められる。

- ①授業において使われている日本語や学習内容を認識できるようにするための支援
- ②学習したことを構造化して理解・定着できるようにするための支援
- ③理解したことを適切に表現できるようにするための支援
- ④自ら学習を自律的に行うことができるようにするための支援
- ⑤学習や生活に必要な心理的安定のための情意面の支援

このため、指導に当たっては、例えば、ゆっくりはっきり話す、生徒の日本語による発話を促すなどの配慮、絵や図などの視覚的支援の活用、学習目的や流れがわかるワークシートの活用などの教材の工夫、生徒の日本語習得状況や学習理解度の把握に基づいた指導計画の作成など、生徒の状況に応じた支援を行うことが考えられる。

（５）不登校生徒への配慮

不登校生徒の支援については、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（平成 28 年 9 月 14 日付け 28 文科初第 770 号）において、不登校生徒への支援に対する基本的な考え方や学校等の取組について示されている。不登校生徒に対しては、本通知等に基づき適切に支援を行うことが求められる。その際、留意する点については以下のとおりである。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

また、不登校生徒については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

不登校生徒への支援の際は、不登校のきっかけや継続理由、学校以外の場において行

っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。

更に、不登校生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。例えば、いじめられている生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮する必要がある。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている不登校生徒に対しては、その状況を見極め、当該生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。

こうした支援を行うためには、ホームルーム担任のみならず、教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で行うことが必要である。加えて、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。その際、学校は、当該生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・支援シート」等を作成することが望ましい。

なお、学校教育法施行規則第86条により文部科学大臣が認める場合には、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒等を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成することができる。その場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、生徒の学習状況に合わせた個別学習、グループ別学習、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導方法や指導体制の工夫改善に努めることが求められる。

8 キャリア教育及び職業教育の充実について

(1) 特別活動を要としたキャリア教育

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。

今回の改訂では、特別活動のホームルーム活動の内容に「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」が設けられている。その実施に際しては、キャリア教育が、これからの学びや人間としての在り方生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことに留意して指導に当たることが重要である。

また、ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にしている活動である。小学校から高等学校へのつながりを考慮しながら、高等学校段階として適切なものを内容として設定し、職場体験活動などの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。

(2) 就業体験活動の機会の確保

学校においては、キャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮する。

(3) 普通科における職業科目の履修

普通科における職業科目の履修については、職業学科における専門教育と異なり、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育

成に主眼を置くことが大切である。

普通科で履修させることが考えられる職業科目としては、例えば、次のようなものがある。

教科	科目
農業	農業と環境、栽培と環境、食品流通、生物活用、地域資源活用
工業	工業技術基礎、製図、工業情報数理、工業環境技術
商業	ビジネス基礎、ビジネス・コミュニケーション、簿記、情報処理
水産	水産海洋基礎、水産海洋科学、海洋環境
家庭	消費生活、保育基礎、生活と福祉、住生活デザイン、ファッション造形基礎、フードデザイン
看護	基礎看護
情報	情報産業と社会、情報の表現と管理、情報テクノロジー、情報セキュリティ
福祉	社会福祉基礎、介護福祉基礎

なお、特に、職業準備として履修させる場合には、入学年次やその次の年次から、ある程度まとまった単位数を配当し、各教科・科目を系統的に履修させるほか必要に応じて類型を設けるなどして、職業準備にふさわしい学習ができるような配慮が必要である。

(4) 普通科における就業体験活動の充実

普通科では現場実習等の就業体験の機会が少ないため、特に普通科における体験的な学習の必要性が指摘されている。就業に関わる体験的な学習は、各学校が地域や生徒の実態等に応じて創意工夫をこらすことによって行われるものであり、学校において、関係の各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動において、適切に配慮する必要がある。

また、平成28年12月の中央教育審議会答申においては、今後は、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、例えば、大学・大学院での学習や研究体験を必要とする職業に焦点をあて、大学等の専門機関において実施する就業体験活動（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）を充実するなど、それぞれの高等学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開について提言されており、こうした視点からの就業体験活動の充実を図ることも大切である。

(5) 職業学科における、実験・実習に配当する授業時数の確保

産業の各分野における急速な技術革新の進展や産業構造・就業構造の変化等に適切に対応するためには、基礎的・基本的事項を確実に習得することに加えて、実際に問題を解決する体験の機会をできる限り拡充していくことにより、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことが必要である。このため、実験・実習のもつ側面の一つである、生徒の自発的・創造的な学習態度の育成を一層重視していく必要がある。特に、主体的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図ることは重要であり、実際の・体験的な学習である実験・実習の一層の充実が求められる。

商業を除く職業学科においては、各教科の各科目にわたる指導計画の作成について、原則として総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当する。

9 ガイダンス及びカウンセリングの機能の充実について

生徒の発達の特長や教育活動の特長を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することが重要である。

(1) ガイダンスの機能の充実

高等学校の教育課程は、必修教科・科目、生徒に選択履修させる各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動から編成されている。選択の幅の大きい高等学校の教育課程の下では、生徒が安易な科目選択や計画性のない学習に陥ることなく、自己の特性等と将来の進路との関わりにおいて適切な各教科・科目を履修することができるようにするとともに、類型が設けられている場合には、適切な類型を選択できるように指導・援助することが重要になってくる。

更に、社会に対する認識を深め、自己の在り方生き方を考えて、将来の進路を選択したり、主体的、自律的に学んだりできるよう指導・援助することも、高等学校段階の重要な課題である。

以上のような課題に対応する上で、ガイダンスの機能の充実がとりわけ大切となっている。

また、ガイダンスの機能の充実を図ることは、全ての生徒が学校やホームルームの生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにするとともに、選択や決定、主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる上で、極めて重要な意味をもつものである。具体的には、学習活動など学校生活への適応、よりよい人間関係の形成、学業や進路等における選択、自己の生き方などに関わって、生徒が適応し、主体的な選択やよりよい意思決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、各種の援助・相談活動などを学校として進めていくものであり、単なる事前の説明や資料配布に限定されるものではない。

各学校においては、計画的・組織的な取組によってガイダンスの機能を充実させることによって、一人一人の生徒に関し、学校やホームルームの生活によりよく適応させ、これから取り組むことになる諸活動に対して主体的な活動への意欲をもたせ、自己実現に関わって必要とされる資質や能力、態度を身に付けるようにし、共に学び、活動することを通して存在感や自己実現の喜びの感じられる生活を築かせる中でよりよい発達を促すことが重要である。

(2) カウンセリングの機能の充実

カウンセリングの機能を充実させることによって、生徒一人一人の教育上の問題等について、本人又はその保護者などにその望ましい在り方についての助言を通して、生徒のもつ悩みや困難の解決を援助し、生徒の発達に即して、よりよい人間関係を育て、生活に適応させ、人格の成長への援助を図ることは重要なことである。

カウンセリングの実施に当たっては、個々の生徒の多様な実態や一人一人が抱える課題やその背景などを把握すること、早期発見・早期対応に留意すること、スクールカウンセラー等の活用や関係機関等との連携などに配慮することが必要である。

IV 単位の修得及び卒業の認定

1 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定

(1) 履修と修得

履修とは、生徒が学校の定める指導計画に従って、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の授業に出席し、その目標を達成することを目指して指導を受け、学習することである。

修得とは、各教科・科目又は総合的な探究の時間を履修することにより、それらの目標からみて満足できる成果をあげることである。

(2) 単位の修得の認定

学校においては、学習指導要領の定めるところに従い、履修させるべき各教科・科目とその単位数を定め、その単位数に相応して指導計画を立てるなどして授業を行う。生徒はこれによって各教科・科目を履修し、その成果が各教科・科目の目標に照らして満足できると認められた場合は、通常年度末においてその各教科・科目について所定の単位を修得したことが認定される。単位の修得の認定は、学校が行う。これは教師が行う平素の成績の評価に基づいて、最終的に校長が行うということである。

総合的な探究の時間の単位認定の要件についても、各教科・科目と基本的に同様である。

(3) 各教科・科目の単位数の配当

学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。この場合、それぞれの年次では、当該各教科・科目の一部の単位数を修得できるにすぎず、配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該各教科・科目を修得したこととなる。

また、あらかじめ計画して各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することもできるが、この場合の単位の修得の認定は、年度終了時に行うことも、学期の区分ごとに行うことも可能である。

なお、分割履修した各教科・科目を一部の学年で一部の単位しか修得しなかった場合であっても、当該各教科・科目の修得が卒業の要件とされていない場合は、認定された一部の単位はそれ自体、修得した単位数としてそれぞれの学校で定める卒業に必要な単位数の中に入れて取り扱うことが可能である。

(4) 修得を認定された単位の取扱い

高等学校在学中に単位の修得を認定された各教科・科目については、原則としてそれを再び履修し修得する必要はなく、修得した単位は、全日制、定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり、転学や転籍の際には、それまでに修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる。また、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程においては、過去に在学した高等学校において単位を修得している生徒について、その修得した単位数を、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

(5) 単位の修得の認定と卒業の認定

いわゆる学年制をとる場合、ある学年においてある各教科・科目の単位の修得が認め

られなかった生徒について、当該生徒を一応進級させた上で次の学年で十分指導し、例えば次の学年の1学期末に追試験を行い当該学期末に単位の修得を認定することなども考えられる。

しかし、この規定は、例えば最終学年で修得できなかった各教科・科目の単位認定を翌年度の1学期末に行い、その時点で卒業を認めるということを許容するものではない。

2 卒業までに修得させる単位数

(1) 卒業までに修得させる単位数

卒業までに修得させる単位数は74単位以上であり、各学校でこれを上回る単位数を定めることは可能である。

なお、学習指導要領第1章総則第2款3(2)に掲げる必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数については、卒業までに履修させる各教科・科目等の単位数に含めることが求められているが、卒業までに修得させる単位数の中に必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数を含めるべきこととはされていない。すなわち、生徒は必ず必履修教科・科目及び総合的な探究の時間を履修しなければならないが、学校がそれらの単位を修得すべきものと定めていない場合には、それらの履修の成果が単位修得に至らなくても、再度修得を目指して履修することは求められない。

なお、卒業までに修得させる各教科・科目については、転学など特別の事情のある場合を考慮し、その履修や修得について弾力的な取扱いができるような配慮をしておくことが大切である。

また、普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、その単位数を合わせて20単位まで卒業に必要な単位数に含めることができることとしているが、専門学科及び総合学科についてはこのような制限は設けられていない。

(2) 卒業の認定

校長は、学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、高等学校の全課程の修了を認定する。学校があらかじめ卒業までに修得すべき各教科・科目及び総合的な探究の時間についても定めている場合には、その定められたそれぞれの単位数を修得する必要がある。

なお、学校において卒業に必要な単位を74単位を超えたある単位数以上と定めた場合、生徒はそれを満たさなければならないし、また、特別活動についてその成果が目標に照らして満足できるという要件も満たしていなければならない。

また、校長は、高等学校の全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与しなければならない。

3 各学年の課程の修了の認定

いわゆる学年制をとる場合においては、各学年の課程の修了の認定を行うこととされている。しかし、一方では高等学校において単位制が併用されていることも考慮し、各学年の課程の修了の認定は弾力的に行う等の配慮が必要である。

例えば、特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図ることなどが考えられる。

V 高等学校学習指導要領 Q&A

「国語」

Q 必履修科目「現代の国語」「言語文化」は現行の「国語総合」が現代文分野と古典分野に分かれたものと考えてよいか。また、合わせて履修することは可能か。

A 新たに設けられた「現代の国語」と「言語文化」は科目を根本から構成し直した科目であり、「国語総合」が2つに分かれたというものではない。よって、それぞれ2単位を標準として全ての生徒が履修しなければならない。うち、「現代の国語」では、思考力・判断力・表現力等における「話すこと・聞くこと」「書くこと」の充実が求められる、また「読むこと」の領域の教材は、論理的な文章及び実用的な文章となっているため、小説などの文学的文章は取り扱われない。一方「言語文化」では教材は古典だけとは限らず、「読むこと」で取り扱う教材は古典及び近代以降の文章となっている。

Q 「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」の履修について配慮すべきことは何か。

A これらの各選択科目は、原則として、「現代の国語」及び「言語文化」を履修した後に履修させることとなっているが、選択科目相互の履修順序は示していない。また「原則として」とあるのは、例えば、「現代の国語」及び「言語文化」を2以上の連続する年次にわたって分割履修するような場合に、2年次目においては、選択科目を同時に履修することは可能であるということを示している。

なお、この4科目は全て新設科目であり、各科目の違いをよく理解した上で各学校の実態や教育目標を踏まえて履修させることが大切である。

「地理歴史」・「公民」

Q 竹島に関する学習については、どのように取り扱うのか。

A 今回の改訂で学習指導要領に「竹島」が明記されたことを踏まえ、領土問題を取り扱う際には適切に教材等を選択し、竹島に関する指導の一層の充実を図ることが必要である。

島根県では「竹島の日を定める条例」を制定し、この問題の解決に向けて様々な取組を実施している。高等学校においても中学校社会科の学習の成果を踏まえ、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを的確に扱い、竹島問題についてさらに理解を深めさせることが大切である。

(※領土に関する規定は、移行措置として、令和元年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。)

Q 「公共」を原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに全ての生徒に履修させることになっている理由は何か。

A 選挙権年齢が引き下げられ、さらに令和4年度から成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、生徒が18歳になる前に、主権者教育や消費者教育に関する内容を履修しておくことが必要である。

「数 学」

Q 「数学A」「数学B」「数学C」の履修順序について配慮すべき事項があるか。

A 「数学A」は、「数学I」と並行履修又は「数学I」の履修の後に履修させ、「数学B」及び「数学C」は、「数学I」の履修の後に履修させるが、「数学I」以外の科目との履修の順序は規定していない。生徒の特性や進路、学校の実態などに応じて、「数学B」と「数学C」を並行して履修することや「数学B」を履修せずに「数学C」を履修することなども可能である。

Q 「数学A」「数学B」「数学C」の標準単位数は2単位だが、生徒の実態に応じて必要な内容だけを選択し、1単位で履修することは可能か。

A 学習指導要領では、「数学A」、「数学B」及び「数学C」の内容の取扱いについて、「この科目は、内容の（1）から（3）までの中から適宜選択させるもの」とされており、必要な内容だけを取り扱い、1単位で実施することは可能である。

「理 科」

Q 各科目の履修に関して配慮すべきことは何か。

A 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の各科目については、それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させるものとする。基礎を付した科目との並行履修は不可である。ただし、1、2学期（2学期制においては前期）に基礎を付した科目2単位時間分を履修し、3学期（2学期制においては後期）からそれに対応する「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」を分割履修することは可能である。その場合、履修を終了した学期に単位を認定することができる。また、2以上の年次にわたって履修したときは、年次ごとに単位を認定することが原則である。

なお、「科学と人間生活」については、他の科目との間に特に履修の順序は定めていないが、観察や実験などを中心に扱い、自然や科学技術に対する興味・関心を高めるようにすることから、「科学と人間生活」を履修し、生徒の興味や関心を高めた後、基礎を付した科目を選択させたり、基礎を付した科目との関連を図りながら並行して履修させることが望ましい。

「保健体育」

Q 障がいのある生徒の指導に、「体育」の標準単位数を減じて履修させることはできるか。また、指導に当たって留意することは何か。

A 「体育」の標準単位数7～8単位を、7単位未満に減じて配当することはできない。障がいのある生徒の指導に当たっては、生徒の障がいの種類と程度を家庭、専門医等と連絡を密にしながらか確に把握し、生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが大切である。また、複数教員による指導や個別指導を行うなどの配慮をすることや、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

「芸術」

Q 「音楽Ⅲ」では、「A表現」及び「B鑑賞」の両方の内容を扱わなければならないのか。

A 従前、「音楽Ⅲ」では「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができていたが、今回の改訂では、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力をバランスよく育成する観点から「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を扱うこととしている。

これは、「美術Ⅲ」「工芸Ⅲ」「書道Ⅲ」についても同様である。

Q 1年次に必履修科目としての「書道Ⅰ」を履修した生徒が、2・3年次に「書道Ⅱ」や「書道Ⅲ」を標準単位数の2単位を下回る1単位で履修することは可能か。

A 必履修教科・科目以外の各教科・科目についても、原則として、標準単位数を減ずることはできない。ただし、以下のいずれかの場合には単位を減ずることが可能である。

①生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合

②原則的には標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむを得ないと判断される場合

なお、上記の場合においても、生徒の実態や各教科・科目の特質等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。また、事前に教育委員会と協議することが必要である。

これは、他の科目についても同様である。

「外国語」

Q 外国語科の各科目で履修順序はあるか。また、必履修科目である「英語コミュニケーションⅠ」の単位数を減じる場合の留意事項は何か。

A 科目間の履修順序はないので、「英語コミュニケーション」と「論理・表現」の並行履修が可能。ただし、同じ科目の中ではⅠ、Ⅱ、Ⅲの順序を守ること。つまり、「英語コミュニケーションⅡ」は「英語コミュニケーションⅠ」を、「英語コミュニケーションⅢ」は「英語コミュニケーションⅡ」を履修した後に履修させる。「論理・表現」についても同様とする。

「英語コミュニケーションⅠ」の単位数を2単位に減じる場合は、その単位数で、適切な言語活動を通じた五つの領域別に設定された目標の実現が十分に可能であることを前提とした上で、慎重に検討される必要がある。

Q 「論理・表現」の目標及び内容、言語活動に関する事項と、「英語コミュニケーション」の発信に係る三つの領域の目標と言語活動の違いはどのようなものか。

A 「論理・表現」は、「話すこと」や「書くこと」を中心とした発信力を強化する科目であり、「英語コミュニケーション」と同様、複数の領域を結び付けた統合的な言語活

動を取り入れながらも、発信に係る三つの領域別の言語活動を重点的に行うこととしている。結果、全体として「論理・表現」では、「英語コミュニケーション」よりも「話すこと」「書くこと」に費やす時間が多くなると考えてもらいたい。三つの領域を重点的に扱うために、「スピーチやプレゼンテーション、ディベート、ディスカッション、まとまりのある文章を書くこと」といった具体的な言語活動を目標に例示している。

「家庭」

Q 成年年齢の引き下げに対応した家庭科の移行措置及び 2020 年度以降の入学生が消費生活に関わる内容を第 2 学年までに履修する理由はどのようなになっているか。

A 平成 30 年 8 月 31 日付けの文部科学省からの通知（高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について）で、「移行期間においては、移行措置として、新学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとした」と示された。

消費生活の履修に学年の縛りを設ける理由は、「2020 年度以降の入学生は、高等学校第 3 学年在籍中に、順次、成年（18 歳）となる。生徒が成年となる前に消費者教育に関する内容を学習するよう、第 2 学年までに、家庭科の消費生活に関わる内容を履修しておく必要がある」（平成 31 年 3 月 28 日付けの文部科学省からの通知「高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正」）ためである。

Q 「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」はどのように扱えばよいか。

A 家庭科の特色であるこれらの学びは、内容 D に位置付けられた。内容を取り扱うに当たっての配慮事項は、内容 A から C までの学習の発展として実践的な活動を家庭や地域などで行うこととされている。

今回の改訂では、「家庭科の授業の一環として、年間指導計画に位置付けて実施すること。」「家庭科の授業の早い段階において、これらの学びの意義と実施方法について理解できるよう、家庭科の知識や技能を活用してこれらを実施することを説明し、学習の見通しが立てられるように指導すること。」等があらためて示された。

特に、「家庭基礎」においては、単位数が少ないので効果的な指導を図るように工夫することが求められる。

「情報」

Q 情報の科目は分割履修可能か。

A 指導の効果を高めるためには分割履修よりも、同一学年次で集中的に 2 単位を履修させた方がより情報活用能力の定着に効果的である。そこで週当たり 2 単位で実施することが必要である。SSH 校や SPH 校など研究開発校等は原則からはずれるが、例外は限定的である。

「理 数」

Q 各科目の履修に関して配慮すべきことは何か。

- A 各学科に共通する教科「理数」の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって「総合的な探究の時間」の履修の一部又は全部に替えることができる。なお、「理数探究基礎」及び「理数探究」の履修における順序性は定めてないが、目標や内容を段階的に構成してあり「理数探究基礎」を履修した上で「理数探究」を履修することが望ましい。ただし、「理数探究基礎」で育成を目指す資質・能力を「総合的な探究の時間」などで養うことができていると判断される場合には、「理数探究基礎」を履修せずに「理数探究」を履修することも考えられる。

「農 業」

Q 新設科目の「栽培と環境」、「飼育と環境」は、「農業と環境」を分類整理されて開設されたもので関連性が深い。内容をどのように整理して取扱えばよいか。

- A 2つの新設科目は、平成21年改定の「農業と環境」で学習していた内容との関係性について、持続可能で多様な環境に対応するよう分類整理された。「栽培と環境」は、栽培植物の育成に必要な栽培技術と環境との関わりについて学習するもので、栽培系の科目と関連を図り、土・肥料・病害虫の防除など農業技術の補完的な役割を有する科目である。

また、「飼育と環境」は、動物の飼育と環境について学習するもので、平成21年改定の「動物バイオテクノロジー」の内容を含め、家畜を含む動物の繁殖・飼育管理や飼料作物の栽培などについて幅広く学習する科目である。「畜産」との関連を図り、補完的・発展的な指導をする。

Q 科目の指導項目として、プロジェクト学習に関する内容を30科目のうち25科目で取り扱うことになっている。各科目の指導上配慮すべきポイントは何か。

- A 生徒による主体的・計画的な農業学習の一層の充実のため、①課題設定、②計画立案、③実施、④反省・評価による「プロジェクト学習」を科目の導入部分で取り扱う必要がある。各科目の実験・実習の活動の中で、地域農業の実態や学科等の特色に応じて題材を選定して指導する。

「工 業」

Q 専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替える場合、留意することは何か。

- A あくまで必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合において、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。実施にあたっては、教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行う必要がある。

例えば、「課題研究」の履修によって「総合的な探究の時間」の履修に代替するためには、「課題研究」を履修した成果が「総合的な探究の時間」の目標から見ても満足できる成果を期待できることが必要であり、自動的に代替が認められるものではない。

「課題研究」の内容として職業資格や各種検定試験を取り扱う場合には、職業資格を取得する意義や職業との関係などを探究するとともに、関連する知識、技術などについて深化・総合化を図り、課題の解決に取り組む学習活動などを取り入れる必要がある。なお、代替する場合には、各学校に説明責任が求められる。

Q 内容の取扱いについて、「生徒の実態や学科の特色等に応じて、選択して扱うことができること。」とある指導項目を、全て取り扱ってもよいか。また、このような表記がない場合は、全て取り扱わなければならないか。

A 年間の指導計画の中で無理がなく、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて取り扱うことが効果的である場合は、全てを取り扱って構わない。内容の取扱いの範囲や程度については、科目によって「選択して扱うことができること」、「いずれかを選択して扱うことができること」、「いずれか三つ以上を選択して扱うことができること」と様々であることから、十分留意する必要がある。

「選択して扱う」や「扱わないことができること」と記述がある場合を除き、全ての内容を取り扱う必要がある。例えば、科目「電気回路」は学習指導要領解説では4～6単位程度履修されることを想定して内容が構成されている。これを、本県の標準単位数の下限である2単位で実施する場合でも、「電気回路」の内容の全てを取り扱い、科目の目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう指導する必要がある。

「商業」

Q 「課題研究」で指導項目(4)職業資格の取得を取り扱う場合、留意する点は何か。

A 商業科に属する科目で学んだ内容に関連した職業資格について、職業資格を取得する意義、職業との関係、職業資格を制度化している目的などを探究する学習活動を取り入れ、職業資格を取得するための学習活動に偏らないことが大切である。

生徒が自らの進路希望などに応じて適切な職業資格に関する課題を設定し、将来の職業を見通して更に専門的な学習活動を通して、専門性の高い職業人になることを目指した継続的な学習態度を養うことが大切である。

「水産」

Q 水産に関する各学科においては「水産海洋基礎」と「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させることとあるが、どのように履修させるのが適当か。

A 「水産海洋基礎」は、水産に関する各分野の基礎的・基本的な内容で構成され、水産業や水産関連産業に対する期待と展望をもたせ、より専門的な学習につなげる動機付けとなる。「課題研究」は、水産に関する基礎的な学習の上に立って、自ら設定した課題を主体的に探究して解決する能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を育てることをねらいとしていることから、原則として「水産海洋基礎」は入学年次で、「課題研究」は卒業年次で履修させるようにする。

Q 障がいのある生徒などへの指導について、水産科における配慮については、どのようなものが考えられるか。

A 実験・実習の全体像を俯瞰できないなど学習活動への参加が困難な場合、学習の見通しを持てるように手順や方法を視覚的に明示したり、今どこを学習しているかを示したりするなどの配慮を行う。なお天候や海況等の変化に伴う影響が考えられる場合は、見やすさ、聞き取りやすさなどへの十分な配慮が必要である。また安全面で、口頭による指示の理解が困難な場合は、個別指導を行ったり、実際に動作で示したりするなどの配慮が必要である。

長期の乗船実習や海技師資格取得への影響は事前に健康調査するなど十二分に注意しておく必要がある。

「家庭（専門）」

Q 従前の「子どもの発達と保育」と「子ども文化」が整理統合され、「保育基礎」及び「保育実践」に再構築されたのはなぜか。また、どちらも履修させる場合、配慮すべきことは何か。

A 職業人としての意識をより一層高めることができるよう、整理統合し、再構成された。「保育基礎」は、子供の発達過程や生活の特徴を保育に関連付けて体系的に学ぶことにより、子供の姿全体を捉えられるよう学習内容の改善が図られ、「保育実践」は、「保育基礎」の学習を踏まえ、保育の重要性をさらに深く理解し、子供の発達を促す技術を身に付けることで、地域の保育や子育て支援に寄与できるよう改善が図られた。

なお、これらの科目の履修に当たっては、科目の系統性にに基づき、保育に関する基礎的な内容により構成される「保育基礎」を履修させた後に「保育実践」を履修させることが望ましい。

Q 「服飾手芸」について、履修の位置付け、内容の取扱いはどのようになっているか。

A この科目のねらいは、手芸品を創造的に製作し、感性豊かな服飾作品へ活用することができる資質・能力を育成することである。従前と同様、「ファッションデザイン」及び「ファッション造形」の素材づくりに活用できる各種手芸の技法を習得する科目として位置付けられている。

指導に当たっては、「服飾文化」、「ファッションデザイン」、「ファッション造形基礎」及び「ファッション造形」などの科目との関連を図ることができるよう指導を工夫する。「服飾手芸」単独での履修は想定していない。

Q 学校設定科目を設置するときの配慮事項はどのようになっているか。

A 専門教科「家庭」に属する科目においては、21科目が示されている。しかし、生活業の各分野の多様な発展や地域の実態等に対応し、新しい分野の教育を積極的に展開する必要がある場合など、学校設定科目を設けることにより、特色ある教育課程を編成することができる。

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされているが、その際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること、及び科目の内容の構成については関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

「福祉」

Q 「社会福祉基礎」及び「コミュニケーション技術」で扱うコミュニケーションの違いをどのように捉えるとよいか。

A 「社会福祉基礎」では、対人援助に必要な人間の理解や人間関係を構築するための技法として、言語的コミュニケーションや非言語的コミュニケーションなどを取り上げ、コミュニケーションの意義や役割とともに基礎的な技法について扱う。

「コミュニケーション技術」では、サービス利用者との支援関係を構築する観点から、福祉実践に重点をおいた内容としている。コミュニケーションの基本技術、サービス利用者や家族とのコミュニケーション、他の職種との連携などについて、実践的・体験的な学習活動を行い、福祉実践におけるコミュニケーションの意義と役割を理解するとともに関連する技術を身に付け、サービス利用者との関係構築に必要な資質・能力を育成することをねらいとしている。

Q 「介護総合演習」の指導項目(1)介護演習、(2)事例研究、(3)調査、研究、実験はすべて履修させなければいけないか。また、内容を取り扱うに当たっての配慮事項はどのようになっているか。

A 指導項目の(1)から(3)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができる。また、生徒の興味・関心、進路希望、学校や地域の実態、学科の特色等に応じて、(1)から(3)までの中から、個人又はグループで適切な課題を設定し、地域福祉や福祉社会に関する課題の解決に取り組むことができるようにする。

「理数（専門）」

Q 各科目の履修に関して配慮すべきことは何か。

A 主として専門学科において開設される教科「理数」の数学的分野については、「理数数学Ⅰ」及び「理数数学Ⅱ」を全ての生徒に履修させることを原則としている。「理数数学Ⅱ」及び「理数数学特論」は、原則として「理数数学Ⅰ」を履修した後に履修させる。

理数的分野については、「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」のうちから3科目以上を履修させることを原則としている。また、理数科に属する科目である「理数探究」を、原則として全ての生徒に履修させることとする。

「英語」

Q 各科目の履修について配慮すべきことは何か。

A 英語科においては、「総合英語Ⅰ」及び「ディベート・ディスカッションⅠ」が全ての生徒に必ず履修させる科目であり、共通教科「外国語科」における必修科目「英語コミュニケーションⅠ」は、「総合英語Ⅰ」で代替可能である。ただし、「総合英語Ⅰ」が専門教科に属する科目であることを踏まえ、「英語コミュニケーションⅠ」より少ない支援の下で目標を達成することとしている。

各科目の履修順序については、「総合英語Ⅱ」は「総合英語Ⅰ」又は「英語コミュニケーションⅠ」を履修した後に、「総合英語Ⅲ」は「総合英語Ⅱ」を履修した後に、「ディベート・ディスカッションⅡ」は「ディベート・ディスカッションⅠ」を履修した後に、「エッセイライティングⅡ」は「エッセイライティングⅠ」を履修した後に履修させることを原則とする。

なお、「総合英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、「ディベート・ディスカッションⅠ・Ⅱ」及び「エッセイライティングⅠ・Ⅱ」と並行履修させることが可能である。

「総合的な探究の時間」

Q 各教科において探究と名のつく科目が増えたが、総合的な探究の時間への代替はできるか。

A 今回の改訂において、国語科「古典探究」、地理歴史科「地理探究」「日本史探究」「世界史探究」理数科「理数探究基礎」「理数探究」が新設された。この中の理数科に属する科目である「理数探究基礎」「理数探究」を履修することにより、総合的な探究の時間の一部又は全部に替えることができるとしている。また、従前通り職業教育を主とする専門学科においては、農業、工業、商業、水産、家庭、情報の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下、「課題研究等」）の履修により、総合的な探究の時間の一部又は全部に替えることができるとしている。

なお、「理数探究基礎」「理数探究」「課題研究等」により代替が可能とされるのは「同様の成果が期待される場合」であり自動的に代替が認められるものではない。「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決する資質・能力を育成する」ことに資する学習活動を探究の過程を通して行うことが求められる。

「特別活動」

Q 教育課程の編成において特別活動で配慮すべき点は何か。

A ホームルーム活動の授業時数については、全日制の課程においては、原則として、年間 35 週行うことを標準として、年間 35 単位時間以上実施することとされている。このことから、夏季休業日の期間や一定の期間でまとめて授業を実施することはできないこと、また、全学年で 35 単位時間を満たす年間指導計画を作成する必要がある。

なお、ホームルーム活動では、入学から卒業までを見通して、12 項目全ての内容項目を取り扱うこととされている。

定時制の課程においては、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じることや、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする事ができるとされている。

その他、学校行事についても 5 つの種類の内容が、入学から卒業までに取り組むべきこととして示されている。生徒の入学から卒業までを見通した学校としての全体的な計画の下に実施することが必要である。

編集担当者

平成 30 年度

教育指導課	上席調整監	村松	洋子
教育指導課	企画幹	小林	努
教育指導課	指導主事	青木	利積
教育指導課	指導主事	田村	康雄
教育指導課	指導主事	板垣	亨
教育指導課	指導主事	内藤	敬
教育指導課	指導主事	原	隆志
島根県教育センター	指導主事	奈良井	瑞恵
島根県教育センター	指導主事	伊藤	由実子
島根県教育センター	指導主事	井上	武大
島根県教育センター	指導主事	梶谷	敏樹
島根県教育センター	企画幹	小室	淑子
島根県教育センター	指導主事	吉川	めぐみ
島根県教育センター	指導主事	小西	久美子
島根県教育センター	指導主事	加藤	和範
保健体育課	指導主事	中村	展久
教育指導課	指導主事	米田	大祐

令和元年度

教育指導課	上席調整監	村松	洋子
教育指導課	企画幹	青木	利積
教育指導課	指導主事	原	邦夫
教育指導課	指導主事	松田	真治
教育指導課	指導主事	板垣	亨
教育指導課	指導主事	大庭	荘平
教育指導課	指導主事	原	隆志
島根県教育センター	指導主事	奈良井	瑞恵
島根県教育センター	指導主事	伊藤	由実子
島根県教育センター	指導主事	梶谷	敏樹
島根県教育センター	企画幹	小室	淑子
島根県教育センター	指導主事	小西	久美子
島根県教育センター	指導主事	加藤	和範
教育指導課	指導主事	米田	大祐

原稿担当者

※所属校及び職名は平成 30 年度現在のものである

松江工業高等学校	教 頭	宇津	誠
大社高等学校	教 諭	石橋	早苗
吉賀高等学校	教 頭	福井	文生
浜田水産高等学校	教 頭	酒井	實三
隠岐水産高等学校	教 諭	早川	正人

教育指導課	上席調整監	村松	洋子	教育指導課	企画幹	小林	努
教育指導課	指導主事	青木	利積	教育指導課	指導主事	田村	康雄
教育指導課	指導主事	板垣	亨	教育指導課	指導主事	内藤	敬
教育指導課	指導主事	原	隆志	島根県教育センター	指導主事	奈良井	瑞恵
島根県教育センター	指導主事	伊藤	由実子	島根県教育センター	指導主事	井上	武大
島根県教育センター	指導主事	清水	真人	島根県教育センター	指導主事	梶谷	敏樹
島根県教育センター	企画幹	小室	淑子	島根県教育センター	指導主事	吉川	めぐみ
島根県教育センター	指導主事	小西	久美子	島根県教育センター	指導主事	加藤	和範
保健体育課	指導主事	中村	展久	島根県教育センター			
				浜田教育センター	指導主事	松田	淳
教育指導課	指導主事	米田	大祐				